

平成21年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その13)

区 分	件 名	概 要																	
<p>予算 (1件) 総務部</p> <p>条例案 (5件) 健康福祉部</p>	<p>【1】平成21年度三重県一般会計補正予算(第7号) (緊急雇用・経済対策等にかかる補正予算)</p> <p>【2】 三重県自殺対策緊急強化基金条例案</p> <p>参 考 地域自殺対策緊急強化交付金の概要 全国の自殺者数は、平成10年以降11年連続で3万人を超えており、以降高い水準で推移している。また近年の厳しい経済情勢を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティネットとして、地域における自殺対策の強化が喫緊の課題であることから国は地域自殺対策緊急強化交付金を創設し、これを基に各都道府県において基金を造成し、自殺対策推進体制を整備する。 三重県における自殺者の状況 平成10年以降400人前後で推移し、交通事故死亡者の2倍を超える状況が続いている。</p>	<table border="1" data-bbox="767 342 1449 600"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5">} 議案 6 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>認定</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>国から交付される地域自殺対策緊急強化交付金により、自殺対策を緊急に強化するため、三重県自殺対策緊急強化基金を設置するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容) (1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。 (2) 平成24年3月31日限り、その効力を失う。 (3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>	予 算	1 件	} 議案 6 件	条 例	5 件	その他議案	件	報告	件	認定	件	提 出	件		計	6 件	
予 算	1 件	} 議案 6 件																	
条 例	5 件																		
その他議案	件																		
報告	件																		
認定	件																		
提 出	件																		
計	6 件																		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【 3 】 三重県介護基盤緊急整備等 臨時特例基金条例案</p>	<p>国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により、地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>（主な制定内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</li> <li>(2) 平成24年3月31日限り、その効力を失う。</li> <li>(3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</li> </ol>
	参 考	
	<p>介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の概要</p> <p>地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金（市町交付金）の拡充を通じて、介護拠点等を緊急に整備するとともに、消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務付けられた施設について、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。</p>	<p>【 4 】 三重県介護職員処遇改善等 臨時特例基金条例案</p> <p>国から交付される介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、介護職員の処遇の改善等を図るため、三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>（主な制定内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</li> <li>(2) 平成24年3月31日限り、その効力を失う。</li> <li>(3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</li> </ol>
	参 考	
<p>介護職員処遇改善等臨時特例交付金の概要</p> <p>県民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出、人材育成等につながるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付等を実施する。</p>		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【 5 】 三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例案</p>	<p>国から交付される社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、地震又は火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等の安心及び安全を確保するため、三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>（主な制定内容）</p> <p>(1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</p> <p>(2) 平成24年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>(3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>
	<p>参 考</p> <p>社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要</p> <p>地震又は火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等の安心及び安全を確保するため、社会福祉施設等の耐震化整備を行うこと及び消防法施行令の一部改正に伴い、スプリンクラー設置が義務付けられた社会福祉施設等へのスプリンクラー整備を行うことを目的に、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金が交付される。</p>	
	<p>【 6 】 三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>安心こども基金を活用した事業の実施期間の延長に伴い、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>（改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施期間を平成26年度まで延長する。</li> </ul>